

## 清掃方法

### 〈汚れが軽い場合〉

- ① 表面に付いたホコリや鉄粉などは、柔らかい布で軽く拭き取ってください。
- ② 濡れた布などで汚れを拭き取った後、乾いた布で拭いてください。

### 〈汚れがひどい場合〉

- ① 表面に付いたホコリや鉄粉などは、柔らかい布で軽く拭き取ってください。
- ② 指紋や油汚れなどは、水あるいはお湯で薄めた中性洗剤を柔らかい布に付けて軽く拭き取り、その後、水拭きし乾いた布で軽く拭き取ってください。
- ③ 付着した油分を除去する為、シンナーなどの有機溶剤を使用すると、油分を単に薄く伸ばすだけの結果に終わり、かえって色調を乱すことがあるので避けてください。
- ④ 金属製ブラシや砂入りの粗い洗剤は、キズの原因となりますので絶対に使用しないでください。
- ⑤ 酸性(例えば塩酸、硫酸、硝酸、苛性ソーダ)あるいは、これらを含むタイル、石材等の清掃薬剤は変色を起こすおそれがありますので、絶対に使用しないでください。

### 〈清掃回数目安〉(1年あたりの回数)

材質	環境	海岸地帯	工業地帯	市街地	田園地帯
ステンレス(素地)		10~20	6~10	4~8	2~4

(注) 海岸地帯、工業地帯などの環境では比較的早くサビが発生し、台風通過時には内陸部まで海岸地帯同様の塩害が発生することがあります。このような場合には、サビが発生する前にこまめにお手入れ(清掃)する必要があります。

### 〈ステンレス製品の注意事項〉

ステンレス材はサビにくい材料ですが、サビない材料ではありません。

しかも、通常はステンレス材は素地のまま(塗装なし)で使用しますので、清掃も頻繁に必要となります。

なお、初期のサビであれば「清掃方法〈汚れがひどい場合〉」で除去できます。サビがひどい場合はステンレス用サビ落としの専用クリーナーを購入してください。また、専用クリーナーをご使用の際は注意書きをよく読んでからご使用ください。

### 〈ステンレス製品のサビについて〉

ステンレスが腐食に対して強いのは、表面に独特の保護皮膜が形成されるからです。この皮膜は空気中の酸素が触れている間は優れた耐食性を示す性質を持っています。そのため、ステンレスの表面が汚れてくると、酸素との接触が妨げられるのでサビが発生することがあります。従って、ステンレスは決して「サビない」ものではなく、むしろ「サビにくい」金属と言えます。

サビが発生するのは、例えば次のような状態に放置した場合です。

- 塩素系の洗剤でクリーニングを行った際に、洗剤がステンレス部品に付着した場合。
- 海岸沿いなどの環境において、塩分が付着する場合。
- ばい煙、排ガス、塩酸、温泉蒸気、火山の噴煙などが付着した場合。

この他、ステンレスがサビる要因として、「もらいサビ」と言われるものがあります。「もらいサビ」とは、例えば鉄くぎのサビが表面に付着したり、ステンレス表面に付着した土埃の中の微細な鉄粉が雨水などによってサビてこびりついたりすることであり、あたかもステンレス自身がサビたように見える現象です。サビは専用クリーナーなどでこすり落とすことができます。

この場合、表面にこすり傷がつくことは避けられません。「もらいサビ」が落ちない場合は、サビが進行してステンレス自身にサビが生じたものと考えられます。一旦発生したサビは落とすことが難しいので、ステンレスの汚れに注意して日頃からこまめにお手入れをしてください。サビの発生を防ぐことができます。

## 商品保証について

本書は、当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中に故障・損傷などの不具合(以下「不具合」といいます)が発生した場合には、お取り扱いの施工店様、工務店様、販売店様又は当社支店・営業所に修理をご依頼ください。

### 保証期間

施工者よりの引き渡し日(注1、注2)から2年間  
(エンジン・電装部品や錠前については製造メーカーの保証期間)。

(注1)改修工事の場合は、改修部分のみの保証であり、その工事完了の日といたします。

(注2)分譲住宅(建売住宅)・分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日といたします。

※ 錠前は、上記に係わらず別途定められた保証内容によります。

### 保証内容

取扱説明書、本体ラベルまたはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が生じた場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

なお、強風雨時に、扉と枠の間より雨水が浸入することがありますが、これは商品上の不具合ではありません。

### 免責事項

保証期間内でも、  
次のような場合には有料修理となります。

- ①天災その他の不可抗力(例えば、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地盤沈下、落雷、火災、津波、噴火など)により、商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合。
  - ②自然現象や使用環境に起因する不具合(例えば、結露・凍結、風による振動・共鳴音など)。
  - ③環境が悪い地域や場所での腐食またはその他の不具合(例えば、海岸地帯での塩害による腐食、大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車の排気ガスなどが付着しておきる腐食、異常な高温・低温・多湿による不具合など)。
  - ④カタログや取扱説明書などに表示された商品の性能を超えたことに起因する不具合。
  - ⑤建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合。
  - ⑥本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合、または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
  - ⑦当社の手配によらない第三者の加工上、組み立て上、施工上、管理上、メンテナンス上などの不備に起因する不具合(例えば、海砂や急結剤を使用したモルタルによる腐食、中性洗剤以外のクリーニング剤を使用した事による変色や腐食、工事中の養生不良による変色や腐食など)。
  - ⑧お客様自身の組立て、取付け、修理、改造(必要部品の取外しを含む)に起因する不具合。
  - ⑨引き渡し後の操作誤り、または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合。
  - ⑩使用に伴う接触部分の摩耗・傷、塗装の剥離や時間経過による塗装の退色、樹脂部分の変質・変色、めっきの劣化またはこれらに伴うさびの不具合。
  - ⑪実用化されている化学や技術では、予測することや予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた不具合。
  - ⑫犬、猫、鳥、鼠、昆虫、ゴキブリ、蜘蛛などの小動物の害による不具合。
  - ⑬機能上支障のない音、振動など感覚的現象。
  - ⑭犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合。
  - ⑮その他、不具合の原因が第三者にある場合。
- ※保証期間経過後の修理、交換などは有料といたします。  
※本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理、その他についてご不明の場合は、当社にお問い合わせください。  
※保証期間経過後、永くお使いいただくために、メンテナンス契約をおすすめします。